平成３０年（フ）第３号
埼玉県加須市久下１丁目35番地18
債務者　米山　　仁
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目27番28号　コミュニティハイツ301、旧住所神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目31番地４　ヴェルデ藤が丘408
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
さいたま市浦和区上木崎６丁目36番９号　プチボワ館401
債務者　大川真由美（旧姓梅宮）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２００号
埼玉県和光市中央２丁目２番２号
債務者　柳　　實
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
埼玉県川口市芝西２丁目14番29号　レジデンス吉田403号室
債務者　北村　博人
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
埼玉県草加市氷川町2146番地９　メゾン・ド・クール403号
債務者　森谷　和正
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
愛知県碧南市城山町２丁目45番地11
債務者　天野　廣子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
愛知県高浜市稗田町３丁目２番地40（エルグランデ高浜302）
債務者　浅野いづみ
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
大阪府泉大津市池園町12番20号
債務者　兼本龍太こと　金　　龍太
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
大阪府泉佐野市鶴原1411番地の１―305
債務者　伊田　隆弘
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目６番18―101号
債務者　納谷　　貢
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
大阪府岸和田市別所町３丁目15番７―106号
債務者　左右田年唯
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８４号
大阪府和泉市富秋町２丁目18番９号
債務者　大野　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
大阪府貝塚市澤518番地メゾンピスタ102号
債務者　牧野　沙里
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８７号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番27―103号
債務者　堀内　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目７番15号
債務者　田尻　宮子（旧姓平嶋）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
大阪府岸和田市春木元町１番36―111号、前住所大阪府岸和田市大沢町712番地の２
債務者　椎木　勝博
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係